

報告事項3（周知・報告）

令和3年度（令和3年9月1日以降12月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年1月25日

<参考>

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和3年度における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

令和3年9月1日から12月31日まで

2 概 要

期間中、10件（11名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	0 [0]	2 [2]	4 [6]	1 [0]	7 [8]
支援学校	0 [0]	0 [0]	1 [2]	1 [0]	2 [2]
中学校	1 [2]	0 [0]	0 [1]	0 [0]	1 [3]
小学校	1 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [1]	1 [1]
合 計	2 [2]	2 [2]	5 [9]	2 [1]	11 [14]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	1 [1]	0 [1]	3 [2]	2 [1]	6 [5]
公金公物関係	0 [1]	2 [1]	2 [7]	0 [0]	4 [9]
公務外非行関係	1 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	1 [0]
交通法規違反等	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合 計	2 [2]	2 [2]	5 [9]	2 [1]	11 [14]

(1) 一般服務関係…5件（6名）

①体罰…1件（1名）

- 府立高等学校 男性教諭（51歳）『減給6月』

令和3年3月から同年9月にかけて、複数の生徒に対して、頭や肩を叩く、臀部を蹴るなどの体罰を行った。

[管理監督責任]

校長（56歳） 訓告

②休暇の虚偽申請…1件（1名）

- 市立小学校 男性副主査（37歳）『免職』

平成25年度から平成30年度にかけて、特別休暇の虚偽申請を少なくとも合計30回繰り返し、少なくとも合計21日6時間15分、休暇を不正取得した。

[管理監督責任]

校長（62歳） 厳重注意

元校長（57歳） 厳重注意

③ 営利企業への従事等制限違反…1件（1名）

- ・ 府立支援学校 男性教諭（31歳）『減給1月』

令和元年6月から令和2年5月までの間、副業として連鎖販売取引を行い、合計約37万円の利益を得た。

④ 無許可自動車通勤等…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 女性実習助手（45歳）『減給3月』

令和3年2月4日から同年5月28日にかけて、校長から繰り返し指導を受けたにもかかわらず、計11回、無許可自動車通勤をした。

また、遅刻をしたにもかかわらず、出勤打刻を忘れたと虚偽の報告をした。

⑤ 不適切な会食への参加…1件（2名）

- ・ 府立高等学校 男性校長（59歳）『戒告』

- ・ 府立支援学校 男性校長（52歳）『戒告』

大阪府が府民・事業者等に対して「4人以下のマスク会食の徹底」等を要請している中、5人以上の会食を行った。

（2）公金公物関係…4件（4名）

○ 通勤手当の不正受給等…4件（4名）

ア 府立高等学校 男性教諭（37歳）『減給1月』

鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和3年5月、許可を得ずに自動車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

イ 府立高等学校 男性教諭（29歳）『減給1月』

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和2年4月から同年5月にかけて、許可を得ずにバイクでの通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

加えて、令和元年12月及び令和2年2月、出張に際して、公共交通機関を利用する旨届け出たが、実際にはバイクを利用し、合計2回、出張旅費を不正に受給した。

ウ 府立高等学校 男性教諭（38歳）『停職1月』

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和2年2月から同年12月にかけて、許可を得ずに自動車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。また、その後も、校長から指導を受けたにもかかわらず、令和3年9月まで、許可を得ずに自動車での通勤を継続した。

加えて、令和元年12月から令和3年8月までの間、出張に際して、公共交通機関を利用する旨届け出たが、実際には自動車を利用し、合計35回、出張旅費を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（55歳） 厳重注意
元校長（62歳） 厳重注意

エ 府立高等学校 女性教諭（30歳）『停職4月』

令和3年1月から同年10月にかけて、校長から指導を受けるなどしたにもかかわらず、認定外の経路等による通勤を行い、通勤手当を不正に受給した（教諭は、同期間の通勤定期は購入していた）。

また、許可を得ることなく原動機付自転車で通勤した際、無断で他人の敷地に駐輪した。

なお、過去にも、許可を得ることなく自動車等による通勤等を行ったことにより、「減給1月」の懲戒処分を受けていた。

（3）公務外非行…1件（1名）

○常習的な盗撮…1件（1名）

・ **市立中学校 男性教頭（47歳）『免職』**

令和3年9月、駅構内で、女性のスカートの中を盗撮した。加えて、過去にも、同様の盗撮を繰り返していた。

3 府教委の取組み

- 每年の継続した取組みとして、令和3年11月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長に対して、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事根絶に向けて、指導の徹底を指示した。

通達には、「児童・生徒、同僚教職員へのハラスメント」、「（わいせつ行為、痴漢等の）勤務時間外の不適切な行為」、「通勤手当の不正受給」等について、最近の懲戒処分等の事例を掲示するなど、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとるよう促した。

- また、上記通達の発出に併せて、必携資料「不祥事『0（ゼロ）』に向けて」を改訂し、「懲戒処分とその影響」についての一覧を新たに掲載し、懲戒処分によって、給与面に影響が及ぶことや、教員免許状が失効する場合もあることについて示し、教職員への注意喚起を促した。

■令和3年度 懲戒処分の内訳(令和3年9月1日～12月31日)

(単位:人)

		R3年度												R2年度																											
		高校			支援学校			中学校			小学校			R3年度合計			高校			支援学校			中学校			小学校			R2年度合計												
		免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	態様別合計	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	態様別合計												
一般服務 関係	体罰等		1											0	0	1	0	1					1				0	0	1	0	1										
	いじめ事案にかかる不適切対応													0	0	0	0	0								1	0	0	0	1	1										
	児童生徒へのわいせつ行為等 ・セクハラ等(自校)													0	0	0	0	0					1				1	0	0	0	1										
	休暇の虚偽申請等												1					1	1							0	1	0	0	1											
	欠勤													0	0	0	0	0					1				0	0	1	0	1										
	営利企業従事制限違反													0	0	1	0	1								0	0	0	0	0											
	無許可自動車通勤等			1										0	0	1	0	1								0	0	0	0	0											
	不適切な会食への参加				1				1					0	0	0	2	2								0	0	0	0	0											
公金公物 関係	詐欺・手当(私費会計含む)の 不正受給	2	2											0	2	2	0	4	1	5		1	1				1	1	6	0	8										
	不適切会計処理													0	0	0	0	0		1						0	0	1	0	1											
公務外非行 関係	常習的な盗撮												1		1	0	0	0	1							0	0	0	0	0											
交通事故・ 交通法規違反	酒気帯び運転													0	0	0	0	0								0	0	0	0	0											
校種・種別ごとの合計		0	2	4	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	2	5	2	11	0	2	6	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	2	2	9	1	14
校種別合計			7			2			1			1				11			8			2		3		1			14												

総合観